

## 議案第47号

### 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第3条、第5条関係）

事業の区分		認定要件	補助金の額
企業 立地 事業	第2条 第2号 アに掲 げる事 業	略	(1) 略 (2) 特定製造業以外の事業で 常時雇用労働者が30人以上増 加する場合にあっては、次に 掲げる額の合計額（30億円を 限度とする。） ア 投下固定資産額に100分の <u>10</u> を乗じて得た金額  イ 略 (3) 略
	略		
略			

備考 略

別表第1（第3条、第5条関係）

事業の区分		認定要件	補助金の額
企業 立地 事業	第2条 第2号 アに掲 げる事 業	略	(1) 略 (2) 特定製造業以外の事業で 常時雇用労働者が30人以上増 加する場合にあっては、次に 掲げる額の合計額（30億円を 限度とする。） ア 投下固定資産額を次に掲 げる金額に区分してそれぞ れの金額にそれぞれに掲げ る割合を乗じて得た金額を 合計した金額 (ア) <u>20億円以下の金額</u> <u>100分の10</u> (イ) <u>20億円を超える金額</u> <u>100分の15</u>  イ 略 (3) 略
	略		
略			

備考 略

別表第2（第5条関係）

略	
3 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの（2の項に該当するものを除く。） （1）・（2） 略	略
略	
7 大都市圏（首都圏、近畿圏及び中部圏のうち知事が要綱で定める地域をいう。）又は5の項左欄に掲げる地域からの本社機能の移転を伴う事業であって、知事が特に認めるもの（5の項又は8の項に該当するものを除く。）	略
略	

別表第2（第5条関係）

略	
3 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの（2の項に該当するものを除く。） （1）・（2） 略 <u>（3） 著しい雇用の増加を伴う事業</u>	略
略	
7 大都市圏（首都圏、近畿圏及び中部圏のうち知事が要綱で定める地域をいう。）からの本社機能の移転を伴う事業であって、知事が特に認めるもの（8の項に該当するものを除く。）	略
略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。